

## 「アブシシン酸」、「アフィドピロペン」、「スルホキサフロル」、「テトラニリプロール」、「フルアジナム」、「フロラスラム」及び「ペンチオピラド」の食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく食品健康影響評価について

令和 3 年 7 月  
医薬・生活衛生局食品基準審査課

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において定められている。また、残留基準による規制の対象外となる物質（対象外物質）については、同条第 3 項の規定に基づいて、食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成 17 年厚生労働省告示第 498 号）において定められている。今般、下記の農薬等の残留基準の設定及び対象外物質としての指定をするに当たって、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記について、農薬等としての食品中の残留基準を設定等することとしている。

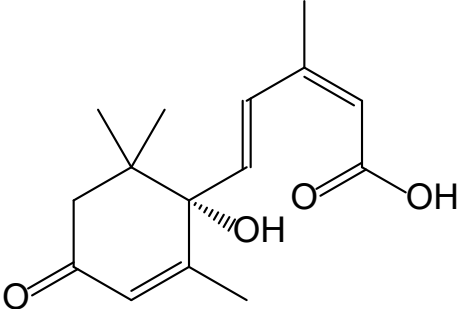
1. アブシシン酸（農薬）
2. アフィドピロペン（農薬）
3. スルホキサフロル（農薬）
4. テトラニリプロール（農薬）
5. フルアジナム（農薬）
6. フロラスラム（農薬）
7. ペンチオピラド（農薬）

# アブシシン酸

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和3年2月 12 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めることについて意見を求めるもの。

## 2. 評価依頼物質の概要

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| 名称           | アブシシン酸(S-abscisic acid)   |   |
| 構造式          |    |   |
| 用途           | 植物成長調整剤   |   |
| 作用機構         | 植物ホルモンの一種である。アントシアニン合成のキー酵素である UDP glucose-flavonoid 3-O-glucosyltransferase の遺伝子とその転写因子 VvmybA1 遺伝子の発現量が増加することにより、果粒内のアントシアニン含量が増加し、着色が向上すると考えられている。 |   |
| 日本における登録状況   | 農薬登録がなされていない。<br><b>今回、ぶどう(巨峰)及びぶどう(ピオーネ)への新規登録申請</b><br>使用方法: 散布   |   |
| 国際機関、海外での状況  | JMPR  | 毒性評価なし                                  |
|              | 国際基準  | 基準なし                                    |
|              | 諸外国   | 米国、EU、豪州: 設定の必要なし<br>カナダ、ニュージーランド: 基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回  |   |

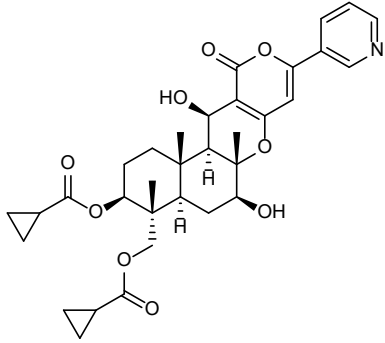
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# アフィドピロペン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和3年4月 22 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく新規登録申請**」に伴う基準値設定及び**畜産物**への基準値設定の要請を受理。
- ・令和3年5月 11 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年2月5日付け食安発第 0205001 号、最終改正令和元年 10 月 30 日生食発 1030 第1号)に基づく**インポートトレランス**による残留基準の設定要請を受理。

## 2. 評価依頼物質の概要

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 名称           | アフィドピロペン (Afidopyropen)  |  |
| 構造式          |    |  |
| 用途           | 殺虫剤  |  |
| 作用機構         | ピロペン系の殺虫剤である。弦音器官のTRPV(一過性受容体電位バニロイド)チャネルの開閉を攪乱して摂食行動を抑制することにより殺虫作用を示すと考えられている。  |  |
| 日本における登録状況   | <p>農薬登録がなされていない。</p> <p><b>今回、小麦、ばれいしょ等への新規登録申請</b></p> <p>使用方法: 散布</p>  |  |
| 国際機関、海外での状況  | JMPR   | ADI = 0.08 mg/kg 体重/日 (2019)<br>ARfD = 0.3 mg/kg 体重 (一般の集団) (2019)<br>ARfD = 0.2 mg/kg 体重 (出産年齢の女性) (2019) |
|              | 国際基準   | 基準なし   |
|              | 諸外国  | 米国: いちご、畜産物等<br>カナダ: ばれいしょ、トマト等<br>豪州: いちご、セロリ等<br>EU、ニュージーランド: 基準なし<br><b>インポートトレランス申請: いちご、畜産物等(米国)</b>  |
| 食品安全委員会での評価等 | <p>【1】 平成30年 6月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成31年 3月26日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI = 0.08 mg/kg 体重/日</p> <p>ARfD = 0.18 mg/kg 体重</p> |  |

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# スルホキサフロル

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成30年11月30日、令和元年8月21日、令和2年2月21日及び令和3年4月30日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大申請」及び「畜産物」への基準値設定に伴う基準値設定の要請を受理。
- 令和3年5月17日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。

※当該農薬は農薬取締法に基づく優先審査の対象とされている。

## 2. 評価依頼物質の概要

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| 名称           | スルホキサフロル(Sulfoxaflor)   |   |
| 構造式          |   |   |
| 用途           | 殺虫剤   |   |
| 作用機構         | スルホキシミン系の殺虫剤である。ニコチン性アセチルコリン受容体を阻害することにより殺虫作用を示すと考えられている。   |   |
| 日本における登録状況   | 農薬登録がなされている。<br>適用作物: 稲、りんご等<br><b>今回、小麦、キウイフルーツ等への適用拡大申請</b><br>使用方法: 散布   |   |
| 国際機関、海外での状況  | JMPR  | ADI = 0.05 mg/kg 体重/日(2011)<br>ARfD = 0.3 mg/kg 体重(2011)  |
|              | 国際基準  | 小麦、ぶどう等   |
|              | 諸外国   | 米国: 小麦、ベリー類等<br>カナダ: ぶどう、トマト等<br>EU: ばれいしょ、もも等<br>豪州: いちご、アボカド等<br>ニュージーランド: カリフラワー、葉菜類等<br><b>インポートトレランス申請: ブルーベリー(米国)、マンゴー(台湾)等</b> |
| 食品安全委員会での評価等 | <b>【1】</b> 平成25年 8月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成26年10月29日 食品健康影響評価結果 受理<br>ADI = 0.042 mg/kg 体重/日<br>ARfD = 0.25 mg/kg 体重 |   |

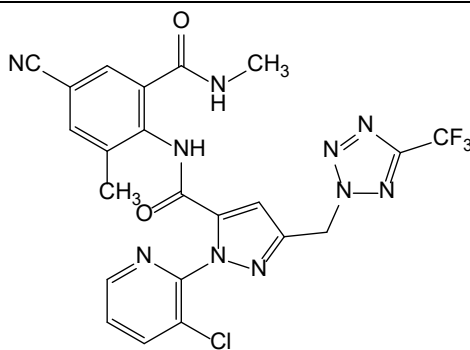
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# テトラニリプロール

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和2年8月5日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「**インポートトレランス**」による残留基準の設定要請を受理。
- ・令和2年11月18日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大申請**」に伴う基準値設定の要請を受理。

## 2. 評価依頼物質の概要

|              |  |   |
|--------------|--|---|
| 名称           | テトラニリプロール (Tetraniliprole)   |   |
| 構造式          |                                  |   |
| 用途           | 殺虫剤  |   |
| 作用機構         | 筋小胞体のリアノジン受容体に作用し、カルシウムイオン放出による異常な筋収縮を引き起こすことで殺虫作用を示すと考えられている。   |   |
| 日本における登録状況   | 農薬登録がなされている。<br>適用作物: キャベツ、なす等<br><b>今回、だいこん、ほうれんそう等への適用拡大申請</b><br>使用方法: 散布等                                      |   |
| 国際機関、海外での状況  | JMPR   | 毒性評価なし  |
|              | 国際基準   | 基準なし  |
|              | 諸外国  | 米国: 大豆、畜産物等<br>カナダ: レモン、アーモンド等<br>豪州: 核果類、アーモンド等<br>ニュージーランド: 仁果類<br>EU: 基準なし |
|              |  | <b>インポートトレランス申請: みかん、畜産物等(カナダ)</b>  |
| 食品安全委員会での評価等 | <b>【1】</b> 平成29年 9月27日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成30年 9月 4日 食品健康影響評価結果 受理<br>ADI = 0.88 mg/kg 体重/日<br>ARfD = 設定の必要なし |   |

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# フルアジナム

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和3年4月22日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大申請」に伴う基準値設定の要請を受理。

※当該農薬は農薬取締法に基づく優先審査の対象とされている。

## 2. 評価依頼物質の概要

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 名称           | フルアジナム (Fluazinam)  |  |
| 構造式          |   |  |
| 用途           | 殺菌剤   |  |
| 作用機構         | 植物病原菌の呼吸系における酸化リン酸化の脱共役作用により、殺菌作用を示すと考えられている。   |  |
| 日本における登録状況   | 農薬登録がなされている。<br>適用作物: ばれいしょ、りんご等<br><b>今回、かんしょへの適用拡大申請</b><br>使用方法: 散布等   |  |
| 国際機関、海外での状況  | JMPR  | 評価できない(追加データが必要)(2018)   |
|              | 国際基準  | 基準なし   |
|              | 諸外国   | 米国: りんご、キャベツ等<br>カナダ: ばれいしょ、にんじん等<br>EU: ばれいしょ、りんご等<br>豪州: ばれいしょ、仁果類等<br>ニュージーランド: ぶどう、たまねぎ等 |
| 食品安全委員会での評価等 | <b>【1】</b> 平成15年 7月 1日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成15年 9月18日 食品健康影響評価結果 受理<br>平成18年 9月 4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成19年 2月23日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成25年11月11日 食品健康影響評価結果 受理<br><b>【2】</b> 平成30年10月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成31年 2月 5日 食品健康影響評価結果 受理<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.01 mg/kg 体重/日</div><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.5 mg/kg 体重(一般の集団)</div><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.02 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)</div> |  |

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# フロラスラム

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和3年3月 23 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年2月5日付け食安発第 0205001 号、最終改正令和元年 10 月 30 日生食発 1030 第1号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。

## 2. 評価依頼物質の概要

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 名称           | フロラスラム (Florasulam)   |  |
| 構造式          |   |  |
| 用途           | 除草剤   |  |
| 作用機構         | トリアゾロピリミジン環を有する除草剤である。アミノ酸合成に関与するアセトラクテート合成酵素活性を阻害することにより、細胞分裂を攪乱させ、植物を枯死させると考えられている。                       |  |
| 日本における登録状況   | 芝に対して登録がなされている。<br>適用作物: 食用作物への適用なし<br>使用方法: 散布   |  |
| 国際機関、海外での状況  | JMPR  | 毒性評価なし   |
|              | 国際基準  | 基準なし   |
|              | 諸外国   | 米国: 小麦、大麦等<br>カナダ: 小麦、大麦等<br>EU: 小麦、大麦等<br>豪州: 穀類、畜産物<br>ニュージーランド: 小麦、大麦等<br><u>インポートトレランス申請: 小麦、大麦等(米国)</u> |
| 食品安全委員会での評価等 | 平成 29 年 3 月 22 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成 29 年 3 月 28 日 食品健康影響評価結果 受理<br>(食品安全基本法第 11 条第1項第2号に該当すると認められる。) |  |

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ペンチオピラド

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和2年8月5日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大申請**」に伴う基準値設定の要請を受理。

## 2. 評価依頼物質の概要

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| 名称           | ペンチオピラド (Penthiopyrad)  |   |
| 構造式          |    |   |
| 用途           | 殺菌剤   |   |
| 作用機構         | アミド系殺菌剤である。ミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅱの阻害作用により、ATP合成を阻害することで殺菌作用を示すと考えられている。   |   |
| 日本における登録状況   | 農薬登録がなされている。<br>適用作物: キャベツ、きゅうり等<br><b>今回、にんにくへの適用拡大申請</b><br>使用方法: 散布等   |   |
| 国際機関、海外での状況  | JMPR  | ADI = 0.1 mg/kg 体重/日 (2011)<br>ARfD = 1 mg/kg 体重 (2011)                           |
|              | 国際基準  | ばれいしょ、たまねぎ等   |
|              | 諸外国   | 米国: 小麦、大麦等<br>カナダ: トマト、にんにく等<br>EU: レタス、にんにく等<br>豪州: ばれいしょ、いちご等<br>ニュージーランド: 基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 【1】平成19年 5月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成19年10月 4日 食品健康影響評価結果 受理<br>【2】平成23年 6月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成24年 5月10日 食品健康影響評価結果 受理<br>【3】平成25年 1月30日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成25年 4月22日 食品健康影響評価結果 受理<br>【4】平成26年 1月30日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成26年 4月22日 食品健康影響評価結果 受理<br>【5】平成30年11月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>令和元年 7月30日 食品健康影響評価結果 受理<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.081 mg/kg 体重/日</div><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 1.2 mg/kg 体重</div> |   |

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議



○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

**【アフィドピロペン】**

- ・メカニズム試験 (in silico オフターゲット予測)
- ・作物残留試験
- ・家畜代謝試験
- ・家畜残留試験
- ・土壌表層光分解試験
- ・土壌残留試験

**【スルホキサフロル】**

- ・作物残留試験

**【テトラニリプロール】**

- ・作物残留試験

**【フルアジナム】**

- ・作物残留試験

**【ペンチオピラド】**

- ・作物残留試験